

浦安市公民館の掲示場における掲示基準

(趣旨)

第1条 この基準は、次の各号に掲げる目的を達成するため、公民館の掲示場における掲示にあたり必要な事項を定める。

- (1) 公共施設としての位置づけの明確化。
- (2) 施設の環境整備及び美化の促進。
- (3) 多数の利用者に伝わりやすい告知の推進。
- (4) 環境や社会動向に配慮したペーパーレス化の促進。
- (5) 有事や避難時における安全性の確保。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (2) 関係行政機関 国又は県の行政事務を管理執行する機関及び指定管理者をいう。
- (3) 幼稚園・保育園・学校等 市内に施設を有する幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校、高等学校、及び大学をいう。
- (4) 公共的団体 (公財) うらやす財団、(公社) 浦安市シルバー人材センター及び(福) 浦安市社会福祉協議会をいう。
- (5) 施設管理者 当該公民館の館長をいう。

(承認)

第3条 施設管理者は、指定する掲示場において、掲示できる箇所があるときに限り、掲示を承認することができる。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 活動や掲示物の内容が社会教育法第23条の規定に反すると思慮されるもの
- (2) 活動や掲示物の内容が個人や私塾による募集や告知と思慮されるもの
- (3) その他施設管理者が不相当と認めるもの

(承認の依頼)

第4条 次の各号に掲げる団体及び機関は、施設管理者に掲示の承認を依頼することができる。

- (1) 市
- (2) 関係行政機関
- (3) 幼稚園・保育園・学校等
- (4) 公共的団体
- (5) 市又は市教育委員会の後援を受けた事業の主催団体
- (6) 公民館利用登録サークル

2 前項第6号の団体及び機関が掲示の承認を依頼するときは、届出書(別記第1号

様式)を施設管理者に提出しなければならない。

(規格等)

第5条 前条第1項第4号～第6号に規定する団体及び機関が、掲示を依頼することができる掲示物の規格は、日本産業企画A列4番(縦)に限るものとする。

2 前条第1項第4号～第6号に規定する団体及び機関が、掲示を依頼することができる掲示物の枚数は、1枚とする。

3 前条第1項第4号～第6号に規定する団体及び機関は、前項の規定を除く掲示物の掲示又は設置等を依頼することができない。

(掲示期間)

第6条 第4条第1項第4号～第6号に規定する団体及び機関が、掲示を依頼することができる期間は、最大で3か月とする。

2 施設管理者が、第4条第1項各号列記の団体及び機関から掲示の依頼を受けた際は、掲示期間が終了となる日を指定しなければならない。

3 施設管理者は、同条第2項の規定により掲示期間を指定した際は、別記第2号に定める期間の印を掲示物の余白に押印しなければならない。ただし、第4条第1項第6号に規定された団体及び機関から依頼された掲示物に限る。

4 施設管理者は、同条第2項に定める日が到来した際は、速やかに掲示場から掲示物を撤去しなければならない。

5 施設管理者は、同条第2項に定める日から30日が経過しても引取りがない場合、該当する掲示物を破棄することができる。

(掲示箇所の指定)

第7条 公民館の掲示場における掲示物の掲示箇所は、施設管理者が指定する。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、高洲公民館長が定める。

附 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条）

届 出 書

年 月 日

（宛先）施設管理者

浦安市公民館の掲示場における掲示基準第4条第2項の規定により、次のとおり掲示の承認を依頼したく、届け出ます。

登録番号	7 0 0
団体の名称	
担当者氏名	
連絡先	()
注意事項 (いずれかに○)	以下の注意事項について 遵守しています ・ 遵守していません

[注 意 事 項]

次のいずれかに該当する掲示内容である場合、届出書を受理できません。

- (1) 営利を目的としていると思慮・判断できるもの。
- (2) 特定の政党の利害に関連する、又は特定の選挙候補者を支持するもの。
- (3) 特定の宗教を支持する又は、特定の宗派や教団を支援するもの。
- (4) 個人や私塾が告知の主体となっているもの。
- (5) その他施設管理者が不相当と判断するもの。

[職員記入欄]

承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

別 記

第2号様式（第6条）

ポスター承認期限
年 月 日まで

公民館